日本国憲法 (抜粋)

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民 に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び 将来の国民に与へられる。

[国民の責任]

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

[個人の尊重]

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔法の下の平等〕

- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身 分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

〔思想、良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔表現の自由〕

- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。 [**居住、職業選択の自由**]
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由 を有する。

[婚姻]

- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有す ることを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権〕

- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向 上及び増進に努めなければならない。

〔教育の権利義務〕

- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひと しく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

「勤労の権利義務〕

- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

[基本的人権の本質]

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

同和対策審議会答申(抄)

昭和40年8月11日

内閣総理大臣

佐藤栄作殿

同和対策審議会

会 長 木 村 忠二郎

昭和36年12月7日総審第194号をもって、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果、別紙のとおり答申する。

前 文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の研究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、

小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会 経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強 調されて、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。 まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身 分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文 化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人 権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的 権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会 問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に 共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱し て一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその 伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。 集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など 蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らか な差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれ

なかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど 変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変らない悲惨な状態のもとに 絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機にようやく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新らしく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。 すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっている が、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的 な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝 統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を 形成している。 このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落 差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の 民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化 の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままで とり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。 けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。 同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はこのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的また は顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差 別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは 言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身 分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理な偏見や嫌悪の感情によって交際 を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別と は、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、 就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙など の機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であ り、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼ る高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として 指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変らないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞溜する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

(「2 同和問題の概観」以下、省略)

内閣総理大臣 関係各大臣

地域改善対策協議会 会 長 宮 崎 繁 樹

同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な 在り方について(意見具申)

本協議会は、平成3年12月11日の本協議会意見具申が指摘した地域改善対策の今後の基本的な課題について審議するため、平成5年7月28日、本協議会の中に総括部会を設置した。総括部会は、平成5年10月以来、29回にわたって審議を行い、本年3月28日に意見をとりまとめ、本協議会に対し別添のとおり報告がなされた。

本協議会は上記報告を踏まえて審議を行った結果、本日、同和問題の早期解決に向けた方策の基本的な在り方について、同報告の内容をもって本協議会の意見とし、これを具申することとした。政府におかれては、本協議会の意見を尊重し、同和問題の早期解決に向けた施策の推進に当たられるよう要望するものである。

地域改善対策協議会委員

(学識経験者)

荒 木 三紀子 人権擁護委員

稲 積 謙次郎 西日本新聞社顧問

稲 葉 稔 滋賀県知事

浦 部 法 穂 神戸大学教授

小 島 弘 仲 日本たばこ産業㈱顧問

篠 崎 芳 明 弁護士

寺 澤 亮 一 奈良県菟田野町菟田野中学校教諭

菱 山 謙 二 筑波大学教授

宮 坂 博 敏 更埴市長

宮 崎 繁 樹 明治大学名誉教授

(関係行政機関の職員)

杉 浦 力 総務事務次官

則 定 衛 法務事務次官

小 川 是 大蔵事務次官

井 上 孝 美 文部事務次官

多 田 宏 厚生事務次官

上 野 博 史 農林水産事務次官

堤 富 男 通商産業事務次官

齋 藤 邦 彦 労働事務次官

藤 井 治 芳 建設事務次官

吉 田 弘 正 自治事務次官

別 添

地域改善対策協議会総括部会報告書

平成8年3月28日 地域改善対策協議会総括部会

地域改善対策協議会においては、同和問題の早期解決を図るため、平成3年12月の地域改善対策協議会意見具申が地域改善対策の今後の基本的な課題として掲げている、心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進方策、行政運営の適正化等今後の地域改善対策を適正に推進するための方策、地域改善対策特定事業(物的事業及び非物的事業)の一般対策への円滑な移行方策等を審議する機関として、平成5年7月28日の総会で当部会の設置を決定した。

当部会は、平成5年10月6日の第1回会合以来、これまで約2年半にわたり、29回に及ぶ部会を開催し、関係各省庁からの説明、政府が実施した平成5年度同和地区実態把握等調査をはじめとするこれまでの関係諸調査、民間運動団体・民間研究所及び地方公共団体からの意見聴取、さらには現地視察等を踏まえ、国際的な潮流や人権問題全般も視野に入れつつ、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について、幅広く審議を行ってきた。

今般、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について当 部会の意見を取りまとめたので、審議の結果として別紙のとおり報告する。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的な検討を要するものと考えられる。本報告が地域改善対策協議会に報告された後、政府においても検討が行われるものと考えるが、いずれにしても、当部会としては、同和問題が早期に解決され、我が国が基本的人権の尊重の面で国際社会において積極的な貢献を果たせる存在になっていくことを期待したい。

(別紙)

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決す

るよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申(同対審答申)は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の取組みの反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると言えよう。

2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯

明治4年の太政官布告は、同和問題の解決に向けた出発点になったが、十 分な対策はとられず、強固な差別意識が残された。戦後、昭和28年度に隣保 館設置の補助事業が始まり、昭和35年度からはモデル地区において総合事業 が開始された。これらは新憲法の下での新しい一歩ではあったが、同和地区 の生活実態はなお劣悪であり、全国的にみて対策の不均衡もみられた。

昭和40年の同対審答申は、あらゆる意味で今日までの対策の基礎になってきた。同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識を明確にし、国や地方公共団体の積極的な対応を促したことなど、同和問題の解決を図る上でこの答申が果たした歴史的意義は極めて大きい。答申がなされてから既に30年余り経過しているが、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならない。

同対審答申を踏まえ、昭和44年に10年間の限時法として同和対策事業特別措置法(同対法)が制定され、その後の3年間の延長も含め、特別対策が総合的に推進された。この間の対策により、物的な基盤整備が急速に進展するなど大きな成果をあげたが、心理的差別の解消の面では大きな課題が残った。また、事業の進展に伴い、一部に周辺地域との均衡や一体性を欠いた事業の実施がみられたり、えせ同和行為などの新たな問題も発生してきた。

このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえた地域改善対策特別措置法(地対法)が昭和57年に5年間の限時法として制定された。その後、昭和62年、地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終法として提案された現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)が5年間の限時法として制定され、平成4年に5年間延長された。地対法、地対財特法を通じ、特別対策を必要に応じて見直しながら引き続き実施する一方、心理的差別の解消を目指した啓発事業の積極的な展開を図るとともに、行政の主体性の確立、えせ同和行為の排除などの適正化対策が推進され、現在、地対財特法の期限まで、残り約1年という段階に差しかかっている。

(2) 現状と課題

これまでの対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について 把握するため、平成5年度に同和地区実態把握等調査(実態調査)が実施さ れた。当部会では「同和地区実態把握等調査に関する小委員会」を設置し、 この調査結果に基づいて、同和問題の解決に向けた課題を整理した。

以下は、その要点である。

① 現状

同和地区においては、若い世代が就職や結婚のために同和地区外へ転出 する傾向がみられ、全国平均に対して高齢化の比率が若干高くなってい る。同和関係者が同和関係者以外の者と結婚するケースは増加の傾向を示している。また、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には、同和地区と周辺地域との較差はみられない。下水道普及率は、全国平均に比べて大幅に低くなっているが、都市規模別にみると、大きな差はみられない。

高等学校等進学率は向上してきており、ここ数年9割を超えているが、 全国平均と比べるとなお数ポイントの差がみられる。最終学歴について は、高等教育修了者(短大・大学等)の比率が20歳代、30歳代では40歳以 上に比べてかなり高くなっているが、全国平均との差はなお大きい。

就労状況は、若年齢層を中心に、安定化する傾向にあるが、全国平均と 比較すると、不安定な就労形態の比率が高くなっている。就労先は全体的 に小規模な企業の比率が高くなっている。また、年収の面では、全国平均 に比べて全体的に低位に分布しており、世帯の家計の状況も、全般的にみ ると依然として全国平均よりも低位な状況にある。農業経営世帯は、小規 模農家が多く、農業従事者が高齢化してきている。事業経営世帯では、小 規模な個人経営が多い。

同和地区の人であるということで約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談した者は少数にとどまっている。同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。

隣保館の利用比率は高く、同和地区外住民も多数利用している。

地域改善対策の適正化については、改善された点もみられるものの、個人給付的事業の資格審査の実施、公営住宅等家賃の見直し、地方公共団体単独事業の見直し、団体補助金の交付に際しての審査、公的施設の管理規程の整備などの点で、不十分な状況がみられる。

② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめと する物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面 で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している 差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業 等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服 するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、 その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

(1) これまでの対策の意義と評価

同対法以来これまで三度にわたる特別法が制定され、四半世紀余にわたって同和地区同和関係者に対象を限定した特別対策が実施されてきた。同対審答申の当時は、同和地区や同和関係者が事実上一般対策の枠外に置かれていたという状況や、心理的差別と実態的差別の相互作用が差別を再生産しているという悪循環がみられた。この悪循環を断ち切り、生活実態の早急な改善を図るには、迅速な事業の実施と全国的な水準の引上げを図ること等が必要とされ、これらの法律により期間を限って、国が財政上の特別措置を講じることにより、所要の施策の推進に努めてきた。

このような考え方の下に推進されてきた特別対策は、極めて大きな意義をもつものであった。すなわち、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された。また、これによって物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。さらに、対策の実施は全国的に進展し、地方公共団体にとって財政的負担が特に大きい物的な基盤整備はおおかた完了したとみられる。これらを総合的に勘案した場合、全般的にみれば、これまでの特別対策は現行法期限内におおむねその目的を達成できるものと考えられる。

これまでの対策は上述のように大きな意義があったが、2(2)に述べたように深刻な課題が残されているとともに、現時点でみれば反省すべき点も少なくない。事業の実施に当たって周辺地域との一体性を欠いたり、啓発などのソフト面の取組みが不十分であったことにより、いわゆる「ねたみ意識」が表面化するなど差別意識の解消に逆行するひずみが指摘されてきた。また、これらの特別対策は、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施されてきたものであり、それが住民の意識に与える影響等、この手法に内在する問題点も指摘されている。

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の 早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむ ねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9 年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め 各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体 は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の 精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後と も一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要 がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な

視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、 同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定され る国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関 する差別意識の解消に努めるべきである。

② 実施体制の整備と内容の創意工夫

国や地方公共団体においては、これまでの積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえて、実施体制の整備や必要な施策について検討すべきである。その際、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等による差別意識の解消に向けた教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進という観点を踏まえる必要がある。また、従来特別対策として行ってきた学校教育や社会教育の関係事業、及び就労対策、農林漁業対策、中小企業対策の中で行ってきたものを含む各種の啓発事業については、人権教育、人権啓発の推進という観点から再構成すべきである。

公益法人等の公的な性格を有する民間団体、社会教育関係団体や民間企業も、今後の教育及び啓発において重要な役割を担うことが期待される。

特に、財団法人地域改善啓発センターは、啓発活動の実践、多様な主体が 実施する教育・啓発活動に対する情報提供など種々の支援等の面で引き続 き重要な役割を果たしていくことが期待され、今後の教育及び啓発との関 連において、その在り方を必要に応じ見直していくことが望まれる。

今後の教育及び啓発を更に効果的なものとしていくためには、それぞれの主体における実施体制の整備とあわせ、多様な主体が連携協力するための横断的なネットワークの形成、その中核的な媒体となる情報データベースの整備、公務員研修等を通じた指導者の養成、優れた教材や手法を開発するための調査研究など、教育や啓発の共通基盤となる要素が整備される必要がある。また、人材養成等の観点から、大学教育においても人権問題に対する一層の対応が強く望まれる。

教育及び啓発の内容の面でも、様々な課題に対する国際的な人権教育・ 啓発の成果、経験等も踏まえ、公正で広く国民の共感を得られるような更 なる創意工夫を凝らし、家庭、地域社会、学校などの日常生活の中で実践 的に人権意識を培っていくことが必要である。このため、例えば、多様な 興味関心への対応、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即 した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい明るく楽しい雰囲気 づくりと意見や感想の自由な交換の重視、マスメディアの活用といった観 点から、その内容・手法については一層の創意工夫を凝らしていくことが 望まれる。

また、いたずらに「禁句」にとらわれることにより、意識の中に建前と本音の乖離が生じ、問題の本質の正しい理解が妨げられることのないよう、特に留意すべきである。その意味でもメディアの役割は重要である。

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

① 基本的な考え方

同和問題の本質的な課題は、同和関係者に対する人権侵害の解消を図るとともに人権侵害が発生しないような社会的意識を確立することであるが、残念ながら今なお同和関係者に対する人権侵害が生じている。不幸にして人権侵害が発生した場合には、司法機関による解決のほか、人権擁護機関が中立公正な立場から相談、勧告等の対応をしてきたところであるが、現行の体制では被害の簡易迅速な救済という観点からはなお十分なものとは言えない。

人権擁護制度の在り方は、その国の人権に対する姿勢を示していると言っても過言ではない。同和関係者に対する人権侵害などあらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきである。教育及び啓発という観点からも、人権侵害が発生した際に、関係者に対し適切な人権擁護措置を講ずることは極めて大きな意味をもつものと考えられる。

② 人権侵害救済制度の確立

あらゆる人権侵害に対して、事実関係の調査や被害の救済等を含め簡易 迅速かつ有効適切な対応が図られるよう、各国の取組み等国際的な潮流も 視野に入れ、現行の人権擁護制度を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい 人権侵害救済制度の確立を目指して鋭意検討を進めるべきである。

③ 人権擁護委員制度の充実と人権相談業務の推進

上述のように人権擁護制度全般にわたって突っ込んだ検討が必要であるが、人権擁護委員制度の在り方についても、既に種々の問題点が指摘されているところであり、より積極的な活動が期待できる適任者を確保するための方策、人権擁護委員の活動をより活性化するための方策、さらには、

その活動を実効あるものにするための方策等について、総合的に検討する 必要があるものと考えられる。

人権相談業務は、人権侵害による被害の救済等の対応の端緒として重要な意味を持っている。法務局等の人権擁護機関と地方公共団体は相互に緊密な連携の下に、公共施設などの国民の利用しやすい場所において市民がいつでも気軽に相談できるような窓口の整備を積極的に進めるべきである。また、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図ることが不可欠である。さらに、人権擁護制度について国民に知ってもらうための努力も重要であり、教育・啓発活動と連携を図りつつ、人権相談業務の内容、相談体制について積極的に周知を図るべきである。

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によって的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

② 工夫の方向

環境改善の分野のうち、小集落地区等改良事業の場合は、既に着工済みであるが地対財特法期限までの事業完了が困難と見込まれるものがみられ、かつ、この事業を実施している地方公共団体の中には財政力の弱いものがみられることから、当該事業の完了に支障が生じることのないよう、国として適切に対応すべきである。また、小規模な集落における環境改善のニーズに全体として的確に応えられるよう、受皿としての面的整備事業の手法を検討すべきである。なお、公共下水道については、中小都市や町村において全国的に普及が遅れており、整備の促進が図られるべきである。

社会福祉の分野においては、隣保館について、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される。このため、隣保館等の地域施設において各種の事業を総合的にかつ活発に展開することができるよう、国として適切に対応すべきである。また、保育についても、家庭環境に対する配慮や地域との連携など、きめ細かな保育を行っていけるよう、国として適切に対応すべきである。

教育の分野においては、高等学校の進学率や中退率、また大学への進学率をみても全国平均と比べてなお較差がみられる状況であり、その背景にある様々な要因も考慮した場合、教育を巡る課題は今なお多く、較差の解消にはある程度の時間を要するものと考えられる。高等学校等進学奨励費補助事業については、教育が就労の安定、生活水準の向上等社会生活の多くの分野の改善を図る上での基礎的条件をなすものであることにかんがみ、他の奨学資金制度との整合性、運用の適正化等、様々な論議に留意し

ながら、当面、所要の施策を講ずることが望ましいと考えられる。その際、これまでの成果が損なわれることのないよう十分配慮し、自立促進の観点に立ち、今後一層の進学意欲と学力の向上を目指して、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組みが必要である。

就労の分野においては、中高年齢層を中心に不安定就労者の比率が全国 平均と比べて高い状況であり、就労を巡る課題は今なお多く、較差の解消 にはある程度の時間を要するものと考えられる。職業の安定は、直接生活 水準の向上に寄与し、社会生活の改善を図る上で基本となるものである。 このため、若年齢層を含めた一層の就労の安定を目指し、施策のニーズを 踏まえ、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に 対応すべきである。

農林漁業対策の分野においては、経営基盤の小規模零細性、高齢化、担い手の減少などの問題を抱えており、小規模零細な農林漁業者における生産基盤や共同利用施設の整備について、全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、農林漁業の振興に努めるべきである。

中小企業対策の分野においては、生活水準の較差等につながる経営面での較差を是正するため、中小企業の共同化の促進、巡回相談等について全体の体系の中で受皿としての事業の検討を含め国として適切に対応し、中小企業の振興に努めるべきである。

相談員、指導員等については、受皿の検討を含め円滑な移行に努めるべきである。

(4) 今後の施策の適正な推進

① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係 者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換 のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取組みが必要である。

② 行政の主体性の確立

これまでの指摘を踏まえた国や地方公共団体の努力により、改善された 点もみられるものの、残念ながら、実態調査の結果からみてなお課題が残 されている状況であり、具体的な問題点について引き続き厳しく是正すべ きである。

このため、行政職員の研修の体系的な実施に努めるとともに、個人給付的事業における返還金の償還率の向上等の適正化、著しく均衡を失した低家賃の是正、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の一層の適正化、公的施設の管理運営の適正化、教育の中立性の確保について、引き続き関係機関を指導すべきである。また、国税の課税については、国家行政の根幹にかかわる問題であり、その公正を疑われることのないよう、より一層の主体性をもって引き続き適正・公平な課税の確保に努力すべきである。地方税の減免措置についてもその一層の適正化に今後とも取り組むべきである。さらに、行政の監察・監査・会計検査等については、必要に応じてこれらの機能の一層の活用が図られるべきである。

また、今後、行政には、3でも述べたように、基本的人権の尊重という 目標をしっかりと見据え、真摯に、かつ的確に、地域の状況や事業の必要 性に応じ、施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

③ 同和関係者の自立向上

現在の同和地区が真に住みよい地域社会としてさらに発展していくためには、ソフト面での自主的な住民活動が重要であり、これを促進するためには、同和関係者の意識の醸成や指導者となる人材の養成が必要である。

また、同和問題の解決を図る上で同和関係者の自立への意欲は重要な要素である。このため、教育や啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を 重視し、それらを支援するための方策も検討すべきである。

④ えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、その行為自体が問題とされ排除されるべきものであるだけでなく、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる者や同和関係者に対する国民のイメージを著しく損ねるものである。そして、国民に対して、この問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決の大きな阻害要因となっている。法務省が平成7年1月に実施したえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査によれば、1事業所当たりの要求件数の減少、要求に対する拒否率の上昇など改善された点もみられるものの、全体的には被害が依然として深刻な状況である。これまで、昭和62年に国がえせ同和行為対策中央連絡協議会を設置してえせ同和対策大綱を策定し、これに基づき情報交換、手引書の作成、啓発などに取り組んでいるが、被害が依然として深刻であることにかんがみ、えせ同和行為の排除の一層の強化を図るべきである。

えせ同和行為に対処するには、同和問題を正しく理解することが何よりも重要である。また、刑事事件に該当するものについては引き続き厳格に対処すべきであり、不当要求には毅然とした態度をとること、組織全体で対応すること、法務局、警察の暴力団取締担当部署、弁護士会の民事介入暴力被害者救済センターなどに早期に相談すること等を行政機関、企業等に更に徹底すべきである。なお、同調査結果では、えせ同和行為に対して行政機関が無責任な対応をし、企業が不信感を持っていることをうかがわせる事例もみられることから、行政機関が率先して毅然とした態度をとるよう特に徹底すべきである。

⑤ 同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり

「同和問題はこわい問題であり避けたほうがよい」という風潮は、依然としてえせ同和行為が横行する背景となり、行政の主体性の欠如を生み、この問題に関する自由な意見交換を阻害してきた。教育や啓発を真に実効あるものとし、人権が尊重される社会を築きあげていくには、その基盤として同和問題に対する正しい認識を深めるための自由な意見交換のできる環境づくりが不可欠である。同時に、教育や啓発に当たって、意見や感想を表現しやすい方法を工夫することも重要と考えられる。

(5) その他

国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等を通じ、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進できるよう、その体制の在り方について検討する必要があると考えられる。その際、既に述べた「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の政府全体としての取組みにおける連絡調整体制についてもその在り方を併せて検討すべきである。

地方公共団体においても、本報告を受けた国の施策の今後の方向及びその趣旨を踏まえ、地方単独事業について更に見直しを行うことが強く望まれるほか、同和問題の解決と人権の尊重に向けた行政の取組みについて改めて検討すべき時期にきているものと考えられる。その際、国と同様、「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進体制の在り方や「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の取組みにおける連絡調整体制の在り方についても検討すべきである。

地域改善対策協議会

総括部会名簿

部会長 宮 崎 繁 樹 明治大学総長

委 員 荒 木 三紀子 人権擁護委員

稲 積 謙次郎 西日本新聞社顧問

稲 葉 稔 滋賀県知事

浦 部 法 穂 神戸大学教授

小 島 弘 仲 前(財)日本児童手当協会理事長

篠 崎 芳 明 弁護士

寺 澤 亮 一 奈良県菟田野中学校教諭

菱 山 謙 二 筑波大学教授

宮 坂 博 敏 長野県更埴市長

杉 浦 力 総務事務次官

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための 教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本 的事項について

(答申)

平成11年7月29日 人権擁護推進審議会

はじめに

1 本審議会の人権に関する基本的認識

「激動の世紀」と言われた20世紀も後一年数か月で幕を閉じ、新しく21世紀 を迎えようとしている。

人類の歴史の中で、20世紀ほど科学技術が急速に発達し、人類の未来の夢をはぐくんだ世紀はなかった。しかし、20世紀は、人々の生活に快適さと豊かさをもたらした面がある一方で、人類に多くの災いをもたらした世紀でもあった。二度の世界大戦のみならず、冷戦後も度重なる各地の局地紛争は、かつてないほどの規模で人々の生活を破壊し、その生命を奪い、さらに核戦争の恐怖を生み出している。経済開発の優先は、地球規模で深刻な環境破壊・環境汚染をもたらし、人類だけでなく、地球上に生きとし生けるものすべての生存さえも脅かしかねない。

迎える21世紀は、「人権の世紀」と言われている。それには、20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められている。20世紀においても1948年(昭和23年)の世界人権宣言以来、国際連合を中心に全人類の人権の実現を目指して、様々な努力が続けられてきたが、それが一斉に開花する世紀にしたいという熱望である。

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利―それが人権である。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されている。つまり、政府のみならず人々の相互の間において人権の意義が正しく認識され、その根底にある「人間の尊厳」が守られることが期待されているのである。

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。しかし、地球の狭 さと限られた資源の中で、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことが なければ、人権の尊重もまたあり得ない時代に差し掛かっている。人権の尊重 ということは、今日、そのような広がりの中でとらえられなければならない。

世界の大きな動向から、ひるがえって我が国の人権状況を見ると、人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、様々な経緯を踏まえながらも、人権尊重主義は次第に定着しつつあると言える。しかし、公的制度や諸施策そのものの在り方にかかわって、様々な課題がある。さらに、国民相互の間にも課題が残されている。とりわけ同和問題など不当な差別は、憲法施行後50年以上を経過した今日の時点でも解消されていない。我が国が、世界の人権擁護推進に寄与し、国際社会で名誉ある地位を得るためにも、これらの課題を早急に解決していく必要がある。一人一人の人間が尊厳を持つかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

「人権の世紀」への始動は、既に至るところに、様々な形で見られるが、国際連合の提唱による「人権教育のための国連10年」もその一つである。そのような中で、人権擁護推進審議会(以下、「本審議会」と言う。)は、人権擁護施策推進法に基づき、まず、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策」の検討を行ってきた。

人権は、「人間の尊厳」に基づく権利であって、尊重されるべきものである。 しかし、現実には、人々の生存、自由、幸福追求の権利、すなわち人権が、公 権力と国民との間のみならず国民相互の間でも侵害される場合があり、その一 つの典型が不当な差別であることは、広く認識されるに至っている。このよう な人権侵害とされるものの中には、人権と人権が衝突し、その衝突状況を慎重 に見極めて人権侵害の有無を決すべきものもあるが、多く見られるのは、不当 な差別のような一方的な人権侵害である。こうした人権侵害は、いずれにして も、決して許されるものではない。本審議会は、国民相互間の人権問題につい て、このような認識に立って、人権教育・啓発の施策の基本的在り方について 検討してきた。

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めることは、まさに、国民一人一人の人間の尊厳に関する意識の問題に帰着する。これは、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが本来望ましいものであり、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが肝要である。しかし、同和問題など様々な人権課題がある我が国の現状にかんがみれば、人権教育・啓発に関する施策の推進について責務を負う国は、自らその積極的推進を図り、地方公共団体その他の関係機関など人権教育・啓発の実施主体としてそれぞれ重要な役割を担っていくべき主体とも連携しつつ、国民の努力を促すことが重要である。さらに、これらの実施主体の活動のほかに、国民のボランティア活動にも期待するところが大きい。他方、人権教育・啓発は国民一人一人の心の在り方に密接にかかわるものであることから、それが押し付けになるようなことがあってはならないことは言うまでもない。

本審議会は、人権教育・啓発に以上のような困難な問題があることを十分踏まえた上で、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を提言するものである。

2 本審議会の設置の経緯と審議の経過

(1) 我が国の人権に関する現伏を見ると、同和問題など社会的身分や門地による不当な差別、人種・信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害が今なお存在し、また、我が国社会の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会

の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。

このような中、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的在り方について検討した地域改善対策協議会は、平成8年5月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進及び人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化を求め、差別意識の解消を図るための教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであると提言した。これを受けて、平成8年7月の閣議決定において、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業は、一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進することとされた。

このような情勢の下に、平成8年12月、人権擁護施策推進法が制定され、 同法に基づいて、本審議会が法務省に設置され、人権尊重の理念に関する国 民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関 する基本的事項及び人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施 策の充実に関する基本的事項について調査審議することとされた。

(2) 本審議会は、平成9年5月の第1回会議において、法務大臣、文部大臣、 総務庁長官から「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教 育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」(諮 問第1号)、法務大臣から「人権が侵害された場合における被害者の救済に 関する施策の充実に関する基本的事項について」(諮問第2号) それぞれ諮 問を受けた。

本審議会は、第1回会議以降、「人権尊重の理念に関する教育及び啓発の基本的事項については二年を目途に」基本的考え方を取りまとめる旨の衆議院及び参議院の各法務委員会の附帯決議等を踏まえ、諮問第1号を中心に審議を行い、これまで、29回の会議を開催した。その間、各委員等からの様々

なプレゼンテーションや各種の人権課題に関する民間団体等からの意見聴取 を行うなど、幅広く調査審議を行い、さらに、本年6月18日に答申案を公表 し、各方面から寄せられた意見などを踏まえて最終的な審議を行った。

本審議会は、このような調査審議を経て、ここに諮問第1号に関する答申 を取りまとめた。

第1 人権及び人権教育・啓発に関する現状について

1 人権に関する現状

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、 国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてき た。平成10年12月には、衆議院及び参議院において、世界人権宣言採択50周年 を契機として、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に一層努めること を決意する旨の決議も行われている。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国内外から、国の諸 制度や諸施策そのものの在り方に対する人権の視点からの批判的意見も含め て、公権力と国民との関係や国民相互の関係において様々な人権問題が存在す ると指摘されている。

本審議会は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について諮問を受けている。したがって、人権に関する現状を考察する上で検討の対象となるものは、様々な人権問題のうち、人権に関する教育・啓発を推進し、人権尊重の理念に関する国民相互の理解が深まることによって、解消に向かうと考えられるものである。

そこで、主な人権課題の現状を見ると、以下のとおりである。

① 女性に関する課題として、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意 識等からくる、就職の際や職場における昇進の際の男女差別の問題のほか、 セクシュアルハラスメント、家庭内における暴力などの問題がある。

- ② 子どもに関する課題として、子どもたちの間のいじめは依然として憂慮すべき状況にあるほか、教師による児童生徒への体罰も後を絶たない。また、 親による子どもへの虐待なども深刻化しつつある。
- ③ 高齢者に関する課題として、我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子 化などを背景として社会の高齢化が急速に進む中、就職に際しての差別の問 題のほか、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理 的虐待や高齢者の財産を本人に無断でその家族等が処分するなどの問題があ る。
- ④ 障害者に関する課題として、就職に際しての差別の問題のほか、障害者への入居・入店拒否などの問題が依然として存在しており、さらに、施設内における知的障害者等に対する身体的虐待事件の多発などが近時目を引く。
- ⑤ 同和問題に関する課題として、同和問題に関する国民の差別意識は、特に昭和40年の同和対策審議会答申以降の同和教育及び啓発活動の推進等により着実に解消に向けて進んでいるが、結婚問題を中心に、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している。就職に際しての差別の問題や同和関係者に対する差別発言、差別落書などの問題もある。
- ⑥ アイヌの人々に関する課題として、結婚や就職に際しての差別の問題のほか、差別発言などの問題がある。
- ⑦ 外国人に関する課題として、諸外国との人的・物的交流が飛躍的に拡大 し、我が国に在留する外国人が増えつつある中、就労に際しての差別の問題 のほか、外国人への入居・入店拒否など様々な問題がある。また、在日朝鮮 人児童生徒への暴力や嫌がらせなどの事件や差別発言などの問題もある。
- ⑧ HIV感染者やハンセン病の患者及び元患者に関する課題として、日常生活や職場・医療現場における差別の問題のほか、マスメディアの報道によるプライバシーの侵害などの問題がある。
- ⑨ 刑を終えて出所した人に関する課題として、就職に際しての差別の問題の

ほか、悪意のある噂の流布などの問題がある。

以上のほか、犯罪の被害者やその家族について、時には少年事件などの加害者本人についても、マスメディアの興味本位の、又は行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害の問題があるなど、様々な人権課題がある。近時、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示も問題となっている。

このように我が国には今なお様々な人権課題が存在するが、その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化の傾向等が挙げられる。国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権問題を複雑化させる要因となっている。また、国民一人一人において、個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えが十分に備わっているとは言えないことが、それぞれの課題で問題となっている差別や偏見につながっているという側面もある。

このような様々な人権課題が存在する要因の基には、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着したとは言えない状況があることが指摘できる。

現に、総理府が平成9年7月に実施した「人権擁護に関する世論調査」において、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることそれ自体を知らないと答えた者の割合が、回答者全体の20.1パーセントを占めており、その結果から見ても、基本的人権についての周知度がいまだ十分とは言えない状況にある。同世論調査では、権利のみを主張して他人の迷惑を考えない人が増えてきたと思うと答えた者の割合が、回答者全体の82.9パーセントにも上っており、この結果からも、自分の権利を主張する上で他人の権利にも十分に配慮する必要があるという認識がいまだ国民の間に十分に浸透していないことがうかがわれる。

他方、上記の周知度との関連で、自分の有する権利についての理解が十分で

ないことから、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が十分なされていないことがあると指摘されている。

このように人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着していないのは、国民に、人権の意義やその重要性についての正しい知識が十分に身に付いておらず、また、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚も十分に身に付いていないからであると考える。

2 人権教育・啓発の現状

本審議会の審議対象は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項とされている。ここに言う人権教育、人権啓発は、いずれも、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるためのものであって、かつ、それにより、国民の人権感覚が培われ、前記のような感性がはぐくまれるなどして、人権問題を生じさせている諸要因を解消し、人権問題が解決されることを期待するものである。また、一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではない。

そこで、本審議会においては、今後の人権教育・啓発の基本的在り方及びこれを踏まえた人権教育・啓発の推進のための効果的な方策を各実施主体に提案するという実践的な観点から、本答申で用いる人権教育及び人権啓発を以下のように整理することとする。

人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動とする。人権啓発とは、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものとする。

(1) 人権教育

人権教育については、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本 的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情にも留意しながら、 学校教育及び社会教育を通じ様々な取組が行われている。

しかしながら、ともすると知識を一方的に教えるにとどまっている、人権 尊重の理念について必ずしも十分認識していない指導者が見られる、などの 問題が指摘されている。また、人権教育を実施するに当たっては、外部の不 当な介入を受けることなく、教育の中立性を確保することが引き続き重要な 課題となっている。

人権教育の現状は、以下のとおりである。

ア 学校教育

学校教育では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われている。

幼稚園においては、例えば、友達と一緒にものづくりをするなどの様々な遊びや生活を通して、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちで行動できるようにするなど、人権尊重の精神の芽生えをはぐくむような取組が行われている。

小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、 各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体 を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科に おいては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障など について理解を深めることとされ、また、道徳においては、だれに対して も差別することや偏見を持つことなく、人間尊重の精神をはぐくむよう指 導することとされている。

また、人権教育を推進するための施策として、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資するため研究指定校等による実践的な取組が行わ

れている。

さらに、いじめ、障害者などの人権に係る諸課題について、種々の施策が実施されている。例えば、いじめの問題については、いじめは人権にかかわる重大な問題であり、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されることではない」という認識に立って各種の取組が行われている。また、障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われている。

大学等における人権教育については、例えば、法学一般、憲法などの法 学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等とし て、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

このように学校教育において人権教育が推進されているが、児童生徒の 実態からすると、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていない など指導方法の問題、教員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずし もいきわたっていないなどの問題等が指摘されている。

イ 社会教育

社会教育においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、生涯学習の視点に立って、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。また、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。さらに、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

このように、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることや指導者が固定しがちであることなどから、ともすると学習参加者の意欲が減退しているなどの問題が指摘されている。

ウ 家庭教育

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などをはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っている。本来、家庭教育は、各家庭において責任を持って行われるべきものであるが、今日、家庭の教育力の低下が指摘されている。このため、家庭教育に関する親の学習機会の提供や子育てに関する相談体制の整備、家庭教育手帳等の作成・配布など家庭教育を支援する取組が行われている。一方、親の差別的な意識が、言動を通じて、子どもに再生産されてしまう場合が少なくないと指摘されている。このため、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて身をもって子どもに示していくことが求められている。

(2) 人権啓発

人権啓発活動は、広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、これにより、国民一人一人が人権を尊重することの重要性を認識するとともに、その認識が日常生活の中で態度面、行動面等において根付くことを目指して、様々な実施主体により行われている。

しかしながら、一方で、啓発活動のマンネリ化傾向、啓発実施主体間相互 の連携不足、活動の周知度の低さなど種々の問題が指摘されている。

様々な実施主体により行われている啓発活動の現状は、以下のとおりである。

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国においては、その所掌事務との関連で、府省庁等において人権にかか わる啓発活動が行われている。人権擁護事務として人権啓発を担当する機 関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務 局と人権擁護委員が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一 体となって人権啓発活動を行っている。 その活動は、一般的には、毎年、年度を通じて特に重点的に啓発活動を行うテーマを定めた上で、シンポジウム・講演会・座談会・討論会・映画会などの開催、各種イベントへの参加、テレビ・ラジオ・有線放送等のマスメディアの利用など、様々な方法で展開されている。毎年12月4日から12月10日までの1週間は「人権週間」と定められ、その期間中は、各種イベント等の啓発活動が全国規模で集中的に展開されており、また、総務庁、文部省、地方公共団体等との共催により、人権啓発フェスティバルが毎年3か所で開催されている。そのほか、国家公務員や都道府県及び市町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にした研修会などが開催されている。

子どもを対象とした啓発活動としては、主に小学生を対象とした人権の 花運動、中学生を対象とした人権作文コンテストのほか、人権擁護委員に よる学校等における座談会、ビデオ上映会などが実施されている。

平成10年度からは、人権啓発活動を実施する主体の連携協力を強化する ため、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会の 三者で人権啓発活動ネットワークの整備を図る事業が実施されている。

同和問題の早期解決を妨げる要因となっているえせ同和行為の排除を目指して、関係省庁やその出先機関、地方公共団体との協力の下、情報交換のための会議や講演会等が開催されている。

以上のほか、法務省が外部に委託している人権啓発事業があり、(財) 人権教育啓発推進センターや都道府県・政令指定都市が委託を受けて啓発 活動を実施している。

このように、様々な態様で人権啓発活動が実施されているが、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないという指摘がある。特に、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない現状にある。啓発実施主体間の連携については、人権啓発活動ネットワークの整備等を通して、ある程度進んで

いるものの、市町村や公益法人等の民間団体等との連携や中央の府省庁レベルの連絡協議体制は十分なものとは言えない。さらに、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容が国民に十分知られていないという指摘や、法務局・地方法務局の人権擁護事務担当者には、人権啓発技法等についての専門性が十分でないとの指摘があり、今後、啓発活動を積極的に推進していく上では、現在の法務省の人権擁護部門の実施体制自体も不十分であるという問題もある。

人権擁護委員の行う人権啓発活動については、その企画立案を含めて、 取組がいまだ十分とは言えない現状にある。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体においては、都道府県、市町村のそれぞれの地域の実情に 応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調 査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動が行われており、その内容 は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。

都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補 完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、 市町村では実施が困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開さ れている。

市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

地方公共団体においても、人権啓発の手法の更なる創意工夫、啓発実施主体間相互の連携強化、活動の周知度を高める工夫などの必要性が指摘されている。行政主導による啓発活動が中心であるため、知識の習得に偏りがちとなり、住民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるようなものになっていないとの指摘もある。さらに、人権啓発に関して、一部には、主体性を欠いた行政運営が行われている傾向

が見られることが指摘されており、その適正化が求められている。

ウ 企業及び民間団体の啓発活動

企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。具体的な取組としては、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、 広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われてい るほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など の人権啓発活動が展開されている。

(3) (財) 人権教育啓発推進センター

- (財)人権教育啓発推進センターは、国からの委託事業を含めて様々な人権教育・啓発活動を実施している公益法人であり、人権教育・啓発の実施主体としての民間団体の中にあって、国、地方公共団体、民間非営利法人等の各実施主体の連携協力を側面から支援し、企業、研究機関等の民間レベルや国際機関の英知を活用するなどして、中立性・公正性を確保しつつ、積極的に人権教育・啓発活動を推進していくことが期待されている。
- (財)人権教育啓発推進センターにおいては、現在、啓発映画の作成、国内外の人権教育・啓発に関しての調査・研究や情報収集、人権フォーラムの開催、人権啓発フェスティバルの国、地方公共団体との共催、人権関係情報データベースによる各種情報提供、人権教育・啓発担当者用のテキストの作成、企業内研修用の啓発資料の作成、国家公務員や都道府県及び市町村の人権啓発行政に携わる職員を対象とした研修の支援・協力等の事業が行われている。

しかしながら、上記のような役割を果たすためには、施設や専従職員の確保などの実施体制において不十分な点が見られるとともに、人権情報収集システム、調査研究機能、人権啓発指導者養成機能などの整備もいまだ不十分である。

(4) 人権教育のための国連10年

1993年(平成5年)の世界人権会議において、人権教育(本答申における人権教育・啓発の両者を含む。)の重要性が強調され、1994年(平成6年)の第49回国際連合総会において、「人権教育のための国連10年」(1995年(平成7年)~2004年(平成16年))を宣言する決議とその行動計画が採択された。

これを受けて、我が国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に人権教育のための国連10年推進本部が設置され、同本部において、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定・公表された。その後、関係行政機関において、この国内行動計画に掲げられた諸施策の実施等を通じ、人権教育の推進が図られている。

この国内行動計画は、その実施に当たって本審議会における検討結果を反映させることとされている。

第2 人権教育・啓発の基本的在り方について

1 人権尊重の理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利である。人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であるが、それは人間固有の尊厳に由来する。

日本国憲法において、人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている(97条、11条)。また、昨年、第3回国際連合総会で採択されてから50周年を迎えた世界人権宣言においては、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるとされている(前文)。人権は何よりも大切なものであり、人権の尊重が政府及び人々の行動基準とされなければならないことは、1993年(平成5年)のウィーンにおける世界人権会議などにおいても確認されている。

このように普遍的な意義を持つ人権の内容は、日本国憲法においても、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重(13条)と法の下の平等及び差別の禁止(14条)という二つの包括的な規定と、様々な人権の個別・具体的な保障規定の中に明文で示されている。

これらの人権が不可侵であるということは、歴史的には、主として、公権力によって侵されないという意味で理解されてきたが、人間はどのような関係においても人間として尊重されるべきものであるということにかんがみれば、人権は、国や地方公共団体といった公権力の主体との関係においてだけでなく、国民相互の関係においても尊重されるべきものであることは言うまでもない。

我が国においては、一方で、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が必ずしも十分に行われていないという問題があり、他方で、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することができない者も少なくないという問題があるが、これは、詰まるところ、人権についての正しい理解がいまだ不十分であるからにほかならない。今日、人権の尊重が世界共通の行動基準とされるすう勢にあることからしても、今後の我が国社会においては、一人一人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。日本国憲法12条も、この趣旨をうたっている。

すべての人は、人間として皆同じように大切な人権を有しているのであり、 すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することが できる平和で豊かな社会は、国民相互の人権が共に尊重されてこそ初めて実現 されるものである。

このような認識に立ち、本審議会は、人権尊重の理念を、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方ととらえるものである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、国民一人一人が人権尊重の理念について正しく理解することが重要である。このため、人権尊重の理念について国民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発に当たっては、国民一人一人に、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くよう、対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう配慮する必要がある。また、人権教育・啓発は、国民一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

人権教育・啓発は、国民一人一人の生涯の中で、様々な機会を通して実施されることにより効果を上げるものと言える。そのため、人権教育・啓発の実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが必要である。

人権教育・啓発の手法については、法の下の平等、個人の尊重といった人権

一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な 視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理念につい ての理解が深まっていくものと考えられる。この両者に十分配慮しながら、人 権教育・啓発を進めていく必要があるが、個別的な視点からのアプローチに 当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解 し、物事を合理的に判断する精神を身に付けることができるように働きかける 必要がある。その際、同和問題など様々な人権課題に関してこれまで取り組ま れてきた教育・啓発活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

さらに、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するには、その内容はもとより、実施の方法等においても国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

この観点からすると、人権教育・啓発は、その内容・方法等において、国民からあまねく受け入れられるものであることが望まれ、また、これを担当する行政は、主体性を確保することが重要である。一方、人権教育・啓発にかかわるすべての人は、国民の間には人権問題や人権教育・啓発の内容・手法等に関し多様な意見が存在していることにも十分配意し、異なった意見に対する寛容の精神に立って、人権問題等に関して自由な意見の交換を行うことができる環境づくりに努めることが求められる。これに関連して言えば、人権上問題のある行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為は、国民に人権問題に関する自由な意見交換を差し控えさせることになるなど、上記環境づくりの上で好ましくないものと言える。人権上問題のあるような行為をした者に対しては、人権擁護に当たる公的機関が迅速かつ適正に対応することが重要である。

なお、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為の横行も、人権問題に対する国民の理解を妨げ、ひいては人権教育・啓発の効果をくつがえすものであるから、その排除に努める必要がある。

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、 地域の実情等に応じて、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれが互い の主体性を尊重しつつ、相互の連携を図ってこれを実施する必要がある。 人権教育をより効果的に推進するためには、今後とも、学習機会の一層の充 実、指導方法や学習教材の開発・提供、指導者の養成・確保等を図っていく 必要がある。

人権教育を進めるに当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったようなことがないよう、教育の中立性が守られるように留意しなければならない。

ア 学校教育

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であるため、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように努める必要がある。

小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促し、一人一人を大切にする教育を推進していく必要がある。

このために、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みが分かる、他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成することが重要である。そのためには、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流などの豊かな体験の機会の充実が大切である。

これとともに、人間尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付く ようにする必要がある。その際、他人の自由や権利を大切にすること、自 分の行動には責任を持たなければならないことなどについて指導していく ことが必要である。また、人間尊重の考え方を指導するに当たっては、児 童生徒が発達途上にあることに十分配慮することが望まれる。

大学等においては、人権尊重の理念についての理解を更に深め、それまでの教育の成果を確かなものとすることが重要である。なお、大学等は、社会の様々な分野での人材養成を担っているという観点からも人権教育の一層の充実が望まれる。

イ 社会教育

社会教育においては、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権 に関する学習を一層推進していくことが必要である。

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の一層の充実を図る必要がある。学習意欲を喚起する学習プログラムを開発・提供していくことも重要である。具体的な展開においては、参加型学習などの体験活動や身近な課題等を取り上げるなど日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くように創意工夫していくことが考えられる。また、人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど、指導者層の充実を図る必要がある。

ウ 家庭教育

家庭教育は、本来、各家庭における価値観等に基づき行われるものであるが、教育の原点と言われるように、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で家庭の果たす役割は極めて重要である。このため、家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが必要である。このため、今後とも親に対する学習機会の提供など家庭教育に対する支援の一層の充実を図っていくことが重要である。

(2) 人権啓発

人権啓発は、これまで様々な実施主体により様々な態様で行われてきたが、国民一人一人が人権尊重の理念を真に自分のものとして身に付けるには、各実施主体は、今後とも地道にねばり強く啓発を続けていくことが重要である。その際には、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権の尊重の理念を訴えることも重要であるが、真に国民の理解ないし共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。

対象者の発達段階に応じた啓発手法の選択も重要である。例えば、子どもに対する啓発としては、他人の痛みが分かる、他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子ども自らが人権に関する作文を書いたり、人権に関する標語を考えたり、草花を栽培するよう働きかける活動などは非常に有用である。一方で、今後の人権啓発においては、マスメディアの積極的な活用も極めて重要になってくる。これまでの講演会などのイベントを中心とした広報活動も一定の効果はあったが、より多くの国民に効率的に人権尊重の理念の重要性を伝えるには、マスメディアの積極的な活用が不可欠と言える。

大きな社会問題となった人権上の問題に対して、人権擁護に当たる機関が、適時に、人権擁護の観点から具体的な呼び掛け等を行うことも、広く国民が人権尊重についての正しい認識を持つようになるためには、大きな効果が期待できる。

地域の住民が人権尊重の理念について、身近に感じ、その理解を深めることができるよう、地域の実情を路まえ、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことも重要である。

人権啓発の創意工夫に当たっては、広報のノウハウを有する民間の機関 (あるいは企業)の斬新なアイディアを活用することも有効である。

人権啓発は、これまで様々な実施主体によって行われてきたが、人権問題

が今後ますます複雑化・国際化する傾向にある中で、これを一層効果的かつ 総合的に推進しなければならない。そのためには、各実施主体が担うべき役 割を踏まえた上で、相互の有機的な連携協力関係を強化して啓発を実施する ことが必要である。

国民が、啓発の実施主体の存在及びその活動内容を十分認識し、その活動の意義を承知していればいるほど、啓発効果はより大きいものを期待することができる。したがって、国の人権擁護機関を始めとする啓発実施主体は、その周知度を高めるため、ホームページの活用、マスメディアの活用等も含めて積極的に広報活動を展開しなければならない。

第3 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策 について

第1で述べたように、我が国においては、なお様々な人権課題が存在する。 そして、これは、国民一人一人において、人権に関する正しい知識、日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が十分身に付いていないため、人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着していないからであると言える。また、人権教育・啓発の現状においても、なお様々な課題がある。

このような状況に照らすと、今後、第2で述べたような人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえて、人権教育・啓発をより一層推進し、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着するよう努めることが極めて重要である。

「人権の世紀」と言われる21世紀を目前に控える今日、我が国においてすべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現することを目指し、人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進するための方策を策定の上、人権教育・啓発に関する施策を推進する責務を負う国や、その他の実施

主体が相互に連携しつつ、これを速やかに実施していくことが重要である。

1 人権教育・啓発の実施主体の役割

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現されるためには、まず、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが求められる。人権教育・啓発の各実施主体は、国民のそのような努力を促すという面からも、人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえた上、それぞれの役割を明確にし、その役割に応じて相互に連携協力して総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していく必要がある。なお、各実施主体の枢要な立場にある人はもとより、人権教育・啓発を担当する人も、上記のような自己啓発に努めるべきであることは言うまでもない。

(1) 行政

国、都道府県、市町村は、それぞれの行政対象区域と機能に応じて全体として整合性のとれた役割分担により効果的な教育・啓発を推進する必要があるが、それぞれの具体的な役割は、おおむね次のように考えられる。

ア国

国は、全国的な視点に立って進めるべき施策を実施するとともに、国際的動向を含めた人権教育・啓発に関する正確かつ多様な情報の収集・提供、助言等の各実施主体に対する支援を行うという役割が求められる。具体的には次のとおりである。

人権教育においては、教育委員会等が主体的かつ特色のある取組ができるよう、例えば、指導方法等に関する研究や開発、指導者の養成・確保、 学習機会を提供する取組に対する支援等を図っていく必要がある。

人権啓発においては、法務省の人権擁護部門は、例えば、全国規模の啓発活動、全国的な啓発関連情報の収集・提供、啓発手法の開発等のほか、 啓発推進のための指針の策定、地方公共団体の啓発担当職員の養成の支援 等を図っていく必要がある。さらに、法務省の人権擁護部門は、その所掌事務との関連で人権にかかわる啓発活動を行っている他の府省庁等との連携を図る上で中心的役割を果たすべきである。

法務局・地方法務局や支局においては、地域の実情を踏まえた啓発活動や地方公共団体との連携・協力による啓発活動を推進していくことが求められる。これらの啓発活動の推進に当たっては、公益法人や特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人等との適正な連携協力関係の構築にも努めていくことが重要である。

これらの役割を果たすためには、法務省の人権擁護部門の職員について、その研修を充実させるなど、専門性の一層の向上に努める必要がある。

イ 地方公共団体

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえた啓発についての企画・立案とその実施や市町村を先導する事業、市町村では実施が困難な事業、市町村に対する助言や情報提供等を行い、市町村の取組を支援する事業などを積極的に推進するという役割が求められる。市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域に密着したきめ細かい啓発活動をより一層推進する役割が求められる。

都道府県・市町村教育委員会は、例えば、指導者の研修の実施や教材等の作成、学習機会の提供など、学校や社会教育施設等での主体的かつ特色ある取組を支援していく積極的な役割が求められる。その際、教育の中立性を確保しつつ、学校等で適正な教育が行われるようにしていくことが必要である。さらに、家庭教育の重要性にかんがみ、家庭教育に対する支援の充実が求められる。

これらの人権教育・啓発を推進するに当たっては、都道府県や市町村との間や知事部局・市町村長部局と教育委員会との間に一層の連携協力関係が保たれることが望まれる。

このように地方公共団体においては、地域に密着し、地域の実情を踏まえた人権教育・啓発活動が大切であるが、人権教育・啓発の効果的推進には、真に地域住民の理解と共感が得られ、地域住民に信頼されることが何よりも重要であることから、行政の主体性の確立に向けた取組が求められる。

(2) 人権擁護委員

人権擁護委員は、現在、約14,000人が全国の市町村まであまねく配置されており、地域において国民の日常生活に接しつつ広く人権尊重思想を普及する機関として、その担うべき役割は非常に大きい。

今後とも法務省の人権擁護部門と一体となって、全国的な視野に立ちつつ、それぞれの職務執行区域において地域に密着した啓発活動を積極的に展開することが期待される。その際には、市町村や教育関係機関等と緊密に連携協力しながら、効果的な啓発活動を行っていくことが求められる。特に、今後は、人権擁護委員やその組織体が、上記のような啓発活動の企画・立案にも積極的に取り組むことが望まれる。これらの役割を十分果たすためには、人権擁護委員に対する研修を一層充実することも必要である。

(3) 学校

子どもたちの人間形成に当たって、学校の果たす役割は重要である。

幼稚園においては、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように指導していくことが求められる。義務教育段階である小学校及び中学校においては、他人を思いやる心、お互いの個性を認め合う心、自分や他人の生命を重んじる心などの豊かな人間性を体験活動等を生かした取組の工夫などにより育成するように努めるとともに、高等学校においては、義務教育の基礎の上に立って人権課題等について正しく理解し、これを広い見地から考えることのできる力が身に付くように指導していくことが求められる。

このため、学校の運営に当たっては、児童生徒がそれぞれ人格を持った一人の人間として尊重されるよう、一人一人を大切にするという教育方針の下でこれにふさわしい学習環境を作っていくことが大切である。また、教員一人一人について指導方法の改善・充実が図られるよう、校内研修の充実等に取り組む必要がある。さらに、日々の学校生活の場面で人権にかかわる問題が実際起こった場合、すべての教員が人権尊重の理念に立って、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮しながら適時適切に指導することが大切である。このような問題の解決に当たっては、学校が主体的に取り組むとともに、日頃から学校の指導方針や課題等を積極的に家庭、地域、関係機関などに情報提供するなど、開かれた学校運営に努めていく必要がある。この場合、学校の主体性を失い、外部からの教育に対する不当な介入であるとの批判を招くことのないように留意するなど、教育の中立性が確保されなければならない。

大学等は、個々の大学等の実情、方針等に応じて学内における自主的な取組により人権に関する教育の一層の充実に配慮することが求められる。

(4) 社会教育施設

学習者のニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供する上で、地域住民にとって身近な公民館等社会教育施設の果たす役割は重要である。公民館等社会教育施設においては、学級・講座の開設等を通じて人権に関する学習機会の一層の充実を図る必要がある。また、学習ニーズに対応し、学習意欲を高めるような魅力ある手法を用いるとともに、学級・講座等の指導においては、教育関係者だけでなく、人権に関し幅広い識見のある人材を活用していく必要がある。このほか、ボランティア団体をはじめとするNPOを含めた関係機関との連携の下で、人権教育に関する指導者や学習機会等についての様々な情報を収集し、地域住民に提供していくなど、地域における人権教育を推進するための中核的役割を担っていくことが望まれる。なお、学

校同様に教育の中立性が確保される必要がある。

(5) 各種施設

隣保館、女性センターなど各種施設においては、各施設の設置目的に沿った主たる活動のほかに、人権教育・啓発に係る取組なども行われている。特に、隣保館においては、地域社会全体の中で人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての取組などが行われている。これらの取組は、人権尊重意識の普及高揚を図る上で効果を上げており、今後とも、各地域における各種の自治組織、文化・福祉等の活動に関する組織との連携を図るなどして、その取組を一層充実させることが望まれる。また、幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、保育所における取組の充実も望まれる。

(6) 企業等の事業所

企業等の事業所は、その社会的責任を自覚し、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進などの事業所内における人権の尊重を確保するよう一層努めることが望まれる。人権が企業活動を含めてあらゆる活動の国際基準として尊重されるすう勢にあることにかんがみると、企業等の事業所は、個々の実情、方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に事業所内における啓発活動を展開することが大切である。また、事業所の規模等に応じて人権啓発のための運営体制を構築することも重要である。

なお、これらの啓発を進める上では、(財)人権教育啓発推進センターの 活用も有効である。

(7) 民間団体

人権擁護の分野においては、公益法人やボランティア団体などが多種多様 な活動を行っており、今後とも様々な分野で人権教育・啓発の実施主体とし て重要な一翼を担っていくことが期待される。このように重要な役割を担う ことからすれば、各民間団体は、自己研鑚を積むとともに、国民から理解され れ共感されるような取組を心掛けることが求められる。

なお、(財)人権教育啓発推進センターは、前記のような活動の位置付けから見て、今後、中立公正な立場で、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすことが求められる。

(8) マスメディア

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてのマスメディアの果たす役割は大きい。

一方、マスメディアは人々の人間形成や社会の風潮にも大きな影響力を 持っているので、番組や雑誌等を製作・提供する側にも適切な配慮が求めら れる。また、子どもの豊かな人間性を育成するという観点からの取組や広く 人権意識の高揚が図られるような取組など、自主的かつ積極的な役割を担っ ていくことが期待される。

人権問題についての報道は、国民の人権問題に対する関心を呼び起こし、 人権尊重の理念についての理解を深めることに寄与するので、マスメディア にはどのような人権問題についても積極的に取り組む報道姿勢が望まれる。

2 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための施策

(1) 各実施主体間の連携・協力の推進

各実施主体がそれぞれの役割を踏まえながら人権教育・啓発を総合的に推進していくためには、実施主体間の横断的なネットワークを充実するなどして、連携・協力を一層推進していく必要がある。

平成10年度から、各都道府県単位で法務局、都道府県、人権擁護委員連合会が中心となって人権啓発活動ネットワーク事業を実施しているが、法務省

としては、できるだけ速やかに、この事業を市町村レベルにも拡充することが必要である。このような連携・協力を効果的に推進するためには、地方公共団体における適切な組織的対応も望まれる。

一方、国レベルにおいても、法務省、文部省及びその所掌事務との関連で 人権にかかわる啓発活動を行っている府省庁等がそれぞれの教育・啓発活動 についての情報を交換し連携するための方策を協議し、人権教育・啓発の総 合的な推進を図る連絡協議体制を整備することが肝要である。

(2) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

(財)人権教育啓発推進センターは、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されることから、自らが行う啓発活動のより一層の充実と他の実施主体が行う啓発活動への支援の強化を図っていく必要がある。

そのためには、同センターにおける人権情報収集・提供システムの充実整備とともに、調査研究機能や人権啓発指導者養成機能等の充実が必要である。

人権情報収集・提供システムについては、人権に関する書籍、図画、ビデオ等を豊富に備えた人権ライブラリーの設置、定期刊行物やスマイルネットの整備等を図り、広く国民に人権に関する情報を提供することが求められる。

調査研究機能については、人権教育・啓発の在り方・手法に対する国民のニーズや国内外の先進的な教育・啓発手法についての調査の充実等が求められる。また、企業等の人権啓発活動を支援するため、例えば、企業等の参考に資するような人権啓発指針を策定して、これを配布することなども考えられる。

人権啓発指導者養成機能については、各種研修に対する支援の充実のほか、指導者養成のためのプログラムの開発、人権教育・啓発に関する講師の情報の充実整備等が求められる。

このような機能の充実を図り、同センターが担うべき重要な役割に照らせ

ば、施設や実施体制面の充実も図る必要がある。このため、国による財政的 支援の拡充も必要であり、さらには、企業等関係各方面からの支援も望まれ る。

(3) 人権教育・啓発の効果的な推進のための施策

ア 人権教育

- (ア)学校教育においては、国は、各学校等での人権教育に係る取組に資するため、①適切かつ効果的な指導方法や学習教材等について資料の収集、調査・研究をし、その成果を学校等に対して提供すること、②ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流などの豊かな体験の機会の充実等を図っていくこと、③教員が人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるように研修等の一層の充実を図っていくとともに、現行のいわゆる同和加配教員制度を人権教育を推進するための教職員配置等に発展的に見直していくなど指導体制の充実について検討していくことが必要である。
- (イ)社会教育においては、国は、①地域の実情や学習者のニーズに応じた 多様な学習機会の一層の充実を図ること、②学習意欲を高めるような参 加体験型の学習プログラムを開発するとともに、広く関係機関に、その 成果を提供すること、③社会教育指導者に対する研修の一層の充実を図 るとともに、指導者として、人権に関して幅広い識見のある人材を多方 面から活用するなど指導体制の一層の充実を図ること、④公民館等の社 会教育施設を中心に、人権教育に関する指導者や学習機会等、様々な情 報を地域住民に提供できるよう、関係機関等との連携を図ることが必要 である。
- (ウ) 家庭教育に関しては、幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断 など人間形成の基礎をはぐくむことができるよう家庭の教育力の向上を 図るとともに、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生

活を通じて身をもって子どもに示していく必要がある。このため、国は、家庭教育に関する親に対する学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や子育てに関する相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る必要がある。

イ 人権啓発

- (ア)人権啓発においては、国の機関等が人権啓発の基本的な在り方を踏ま えた効果的な啓発を推進できるよう、人権啓発事務を所掌する法務省が その指針等を策定し、その周知を図る必要がある。
- (イ)総務庁が地域改善対策事業として実施してきた地方委託事業は、法務省がこれを引き継ぎ、すべての人権課題を対象とした人権啓発事業に再構成して実施しているが、地方公共団体の啓発活動の取組状況には地域差が少なくないことにかんがみると、国が全国的に一定水準の啓発活動を確保する観点から地方公共団体に委託して行う啓発活動は非常に意義がある。そこで、これまでの同和問題に関する啓発活動の成果を踏まえながら、この事業を一層拡充していく必要がある。その際には、法務局・地方法務局レベルにおいても、委託先に対する援助・助言が行われることが望まれる。
- (ウ)より多くの国民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に 人権啓発を進めるためには、テレビ・ラジオ等による特別番組、スポット広告等の企画・実施など、マスメディアを積極的に活用した施策を推 進する必要がある。

なお、上記の各施策のほか、前記(1)「各実施主体間の連携・協力 の推進」の項で述べた人権啓発活動ネットワーク事業の拡充や国レベル における連絡協議体制の整備等の施策を推進するには、法務省の人権擁 護部門の実施体制の整備も重要である。

ウ 研修の充実

- (ア) 法務省では、国家公務員や地方公共団体の啓発担当者に人権に関する 研修を実施しているが、その一層の充実が必要である。
- (イ)検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員、警察職員等人権にかか わりの深い特定の職務に従事する公務員に対する研修の充実も必要であ る。
- (ウ) 公務員以外においても、医療関係者、福祉関係職員、マスメディア関係者等人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修の充実も求められる。

なお、それぞれの研修の実施者は、その研修を効果的に実施するため、それぞれが行う研修についての資料や教材等について、(財)人権教育啓発推進センターを活用することも期待される。

おわりに

本答申は、本審議会に付託された事項のうち、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的推進に関するものである。

本審議会は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解については、まさに、 国民一人一人が主体的に取り組むべき課題であるとの認識の上に立ち、国民一 人一人が人権尊重の理念を深めるための施策について、様々な観点から検討 し、国を始めとするそれぞれの実施主体が人権教育・啓発を総合的に推進する ための諸施策について、提言を行ったものであり、これを踏まえて、政府が速 やかに所要の行財政措置を講ずることを望む。また、「人権教育のための国連 10年」に関する国内行動計画の実施に当たって、本答申を踏まえた一層効果的 な取組が行われることを期待するものである。

本答申の趣旨が実現するためには、行政のみならず、学校、社会教育施設、 企業、民間団体、マスメディアなどにおける積極的な取組とともに、国民一人 一人の理解と協力が必要不可欠である。本答申の趣旨が広く国民に浸透するよう、政府が様々な機会をとらえてその周知を図っていくことを切望する。

我々は、本答申が、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に貢献することを切望するものであるが、このような社会の実現には、さらに、人権が侵害された場合における被害者の救済を欠かすことができない。我々は、このような視点に立って、今後、諮問第2号である「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」調査審議を行うこととする。

平成11年7月29日現在

人権擁護推進審議会委員名簿

(会 長) 塩野 宏 成蹊大学教授

(会長代理) 野中 俊彦 法政大学教授

(委員) 相川 宗一 浦和市長

安藤 仁介 同志社大学教授

市川 正 前東京都教育委員会教育長

大南 英明 帝京大学教授

大谷 實 同志社大学教授

貝原 俊民 兵庫県知事

河嶋 昭 全国人権擁護委員連合会会長

庄司 洋子 立教大学教授

鈴木 正幸 前神戸大学教授

高島 順子 日本労働組合総連合会女性局長

立石 信雄 オムロン株式会社会長

辻村みよ子 東北大学教授

寺澤 亮一 奈良県同和問題関係史料センター専門研究員

野﨑 幸雄 元名古屋高等裁判所長官

深沢 武久 弁護士

宮崎 繁樹 明治大学名誉教授

森 隆夫 お茶の水女子大学名誉教授

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行 法律第 147 号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。 (基本理念)
- 第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。 (国の責務)
- **第四条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務)
- 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を 踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)
- **第六条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に 寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

- 第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。 (年次報告)
- **第八条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について の報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施 策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の 日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用 する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年 法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に 関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果 をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院における附帯決議

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 一 人権教育および人権啓発に関する基本計画の策定にあたっては、行政の中立性に配慮 し、地方自治体や人権に関わる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 二 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、 充実したものにすること。
- 三 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

参議院における附帯決議

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国 民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を 講じること。
- 二 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権に かかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 三 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国 内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 四 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体で その取組みに努めること。

右決議する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年 6 月 26 日公布·平成 28 年 4 月 1 日施行 法律第 65 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- **第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能 の障害(以下「障害」と総称する。) がある者であって、障害及び社会的障壁により 継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
 - 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
 - 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下 に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第 一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちニの政令で定める機関が置か れる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関 (ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除 く。)
 - 二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁

法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定める もの

- ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政 令で定めるもの
- へ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に 規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方 独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解 消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な 配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対 する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

- 第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に 実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方 針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的 な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な 事項
- 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施 に関する基本的な事項
- 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その 他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会 の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方 針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)
- **第七条** 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去 を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重で ないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年 齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を しなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- **第八条** 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な 差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する 事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要 な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。) を定める ものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- **3** 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。 (地方公共団体等職員対応要領)
- 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- **3** 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めた ときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領 の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。 (事業者のための対応指針)
- 第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。 (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)
- 第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由 とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭 和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- **第十六条** 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域に おける障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び 提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利 活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消する ための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項 の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消す るための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めると き、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差 別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があ ると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関す る情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、 その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で 定める。

第六章 罰則

- **第二十五条** 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に 処する。
- **第二十六条** 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条 までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

- **第二条** 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。
- **2** 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定 により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

- **第三条** 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条 の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- **2** 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九 条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

- **第四条** 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第 十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することがで きる。
- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日に おいて第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

- **第五条** 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指 針を定め、これを公表することができる。
- **2** 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律

平成28年6月3日公布・施行 法律第68号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看 過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものでは ない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

(定義)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身である

ことを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的

言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を 深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与する よう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策 を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動 の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責 務を有する。 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

- **第五条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとと もに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備す るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外 出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する 紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものと する。

(教育の充実等)

- 第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外 出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、その ために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

- **第七条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に 周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するととも に、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外 出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を 深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な 取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に 対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとす る。

衆議院における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地 方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に 向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、 又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に 努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

参議院における附帯決議

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、 又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日公布・施行 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- **第三条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、 地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、 指導及び助言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

- **第四条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別 に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

- 第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別 を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社 会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の 解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院法務委員会における附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、 地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日公布・施行 法律第68号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- **第二条** この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- **2** この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての 認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。
- **第三条** 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に 関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわら
 - ず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの 理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別は あってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共 生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

(基本理念)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的 指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策 を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を 踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進 に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関

する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性 的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施 策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国 民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

- **第八条** 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性 に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指 向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的 な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解 を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- **4** 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を 公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機 関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の 増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を 加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。 (学術研究等)
- **第九条** 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その 他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関 する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

- 第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、 国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデ ンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様 性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡 調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行 状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとす る。

主な人権関連法令の一覧

本国憲法 昭和21年11月3日 教育基本法 昭和22年3月31日 平成18年全部改正 昭和22年7月30日 人権擁護委員法 昭和22年7月30日 人権擁護委員法 昭和24年5月31日 平成18年全部改正 大権擁護委員法 昭和24年5月31日 平成14年3月失効 大権権護委員法 中元 12年12月6日 平成14年3月失効 中元 12年12月6日 中元 14年3月失効 中元 14年5月27日 (プロペイダ 責任制限及び発信者情報の開示に関する法律 中元 14年5月27日 (プロペイダ 責任制限及び発信者情報の開示に関する法律 中元 14年5月27日 (プロペイダ 責任制限及び発信者情報の開示に関する法律 中元 14年7月10日 昭和57年失効 昭和対策事業特別措置法 昭和44年7月10日 昭和57年失効 昭和57年3月31日 昭和57年失効 昭和57年3月31日 昭和57年失効 昭和62年3月31日 昭和62年失効 中元 14年失効 中元 14年失力 中元 14年失効 中元 14年失効 中元 14年失効 中元 14年失効 中元 14年失効 中元 14年7月1日 (部落差別解消推進法) 中元 14年失効 中元 14年7月1日 (男女雇用機会均等 中元 14年7月1日 (男女雇用機会均等 中元 14年7月1日 (男女雇用機会均等 中元 14年6月23日 中元 14年6月23日 中元 14年7月3日 中元 14年7日 中元 14年7日 中元 14年7日 中元 14年7日 中元 14年7	V/ m3	24 A 0 A 14	/\ /	備考
#	分野	法令の名称	公 布 日	※()は通称・略称
株 大身保護法		日本国憲法	昭和21年11月3日	
全般 人権擁護委員法 昭和24年5月31日 平成14年3月失効 人権擁護施策推進法 人権教育及び人権密系の推進に関する法律 平成12年12月6日 平成14年3月失効 中校電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 中成14年5月27日 (プロバイダ責任制限法) 令和6年6月17日 (市報流通ブラットフォーム対処法) 中の4年7月10日 昭和57年失効 昭和57年5月31日 昭和657年3月31日 昭和657年3月31日 昭和657年3月31日 昭和657年3月31日 昭和657年5月31日 昭和657年3月31日 昭和657年失効 中校 14年失効 中校 14年 日日 (四本24年 14月 13日 中校 14年 日日 (四本24年 14月 13日 中校 14年 日日 (日日 14年 日日 14年 日日 14年 日日 14年 日日 (日日 14年 日日	人	教育基本法	昭和22年3月31日	平成 18 年全部改正
及権権護施策推進法 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 平成 12 年 12 月 6 日 「プロバイグ責任制 制限及び発信者情報の開示に関する法律 特定電気通信な務提供者の損害賠償責任の 制限及び発信者情報の開示に関する法律 特定電気通信による情報の流通によって発生 する権利侵害等への対処に関する法律 同和対策事業特別措置法 昭和 44 年 7 月 10 日 昭和 57 年失効 地域改善対策特別措置法 昭和 44 年 7 月 10 日 昭和 57 年失効 地域改善対策特別措置法 昭和 62 年 5 月 31 日 平成 14 年 5 月 37 日 (情報流通ブラットフォーム対処法) 同和対策事業特別措置法 昭和 44 年 7 月 10 日 昭和 57 年失効 地域改善対策特別措置法 地域改善対策特別措置法 昭和 62 年 3 月 31 日 平成 14 年失効 特別措置に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律 雇用の分野における男女の均等な機会及び 行過の確認に関する法律 ア成 28 年 12 月 16 日 (部落差別解消推進法) と 母子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和 39 年 7 月 1 日 (第本差別解消推進法) 日本経験に関する法律 ア成 3 年 5 月 15 日 (有別介護体業法) (有別介護体業法) (有別介護体業法) (有別介護体業法) (有別介護体業法) (有別介護体業法) (有別介護体業法) (有別介護体業法) (方別の構進に関する法律 ア成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 12 年 5 月 24 日 (次トーカー規制法) (女性活躍推進法) 生産 (女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法 (女性活躍推進法) と選権社法 昭和 22 年 3 月 31 日 昭和 22 年 3 月 15 日 日産福祉法 「空福祉法 日本 23 年 7 月 15 日 日本 24 年 6 月 10 日 第 37 青 少年法 日本 24 年 6 月 10 日 第 37 青 少年活 日本 24 年 6 月 10 日 第 37 青 9 年 10 日 第 37 青 9 年 16 日 日本 25 日 日本 26 日 (児童ポル/禁止法)	権	人身保護法	昭和23年7月30日	
人権教育及び入権啓発の推進に関する法律 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 同和対策事業特別措置法 地域改善対策特別措置法 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置と 地域改善対策特別者置法 田和 62 年 3 月 31 日 昭和 62 年 失効 特別措置に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律 雇用の分野における男女の均等な機会及び特遇の確保等に関する法律 再の分野における男女の均等な機会及び特遇の確保等に関する法律 男女共同参画社会基本法 ストーカー行為等の規制等に関する法律 野女共同参画社会基本法 ストーカー行為等の規制等に関する法律 理成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法) 性 配偶 27 年 9 月 4 日 (女性活躍推進法) 法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 平成 13 年 4 月 13 日 (のV) 防止法) 第に関する法律 本性の職業生活における活躍の推進に関する法律 要性の職業生活における活躍の推進に関する法律 を性の職業生活における活躍の推進に関する法律 を性の職業生活における活躍の推進に関する法律 の和 22 年 3 月 31 日 (のV) 防止法) 第に関する法律 地域改善者 7 月 15 日 (の本) 4 年 5 月 25 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	全	人権擁護委員法	昭和24年5月31日	
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 特定電気通信による情報の開示に関する法律 特定電気通信による情報の流通によって発生	般	人権擁護施策推進法	平成 8年12月26日	平成14年3月失効
制限及び発信者情報の開示に関する法律 特定電気通信による情報の流通によって発生 令和6年5月17日 (情報流通ブラットフォーム対処法) 同和対策事業特別措置法 昭和44年7月10日 昭和57年失効 地域改善対策特別措置法 昭和57年3月31日 昭和62年失効 中別措置に関する法律 昭和57年3月31日 平成14年失効 特別措置に関する法律 平成28年12月16日 (部落差別解消推進法) 日本		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 年 12 月 6 日	
特定電気通信による情報の流通によって発生 令和6年5月17日 (情報流通プラットフォーム対処法) 部	イ	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の	平成 14 年 5 月 27 日	(プロバイダ責任制
特定電気通信による情報の流通によって発生 令和6年5月17日 (情報流通プラットフォーム対処法) 部	ンタ	制限及び発信者情報の開示に関する法律		限法)
部 同和対策事業特別措置法 昭和 44 年 7 月 10 日 昭和 57 年 失効 地域改善対策特別措置法 昭和 57 年 3 月 31 日 昭和 62 年 失効 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の 特別措置に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律 平成 28 年 12 月 16 日 (部落差別解消推進法) 日子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和 39 年 7 月 1 日 雇用の分野における男女の均等な機会及び 昭和 47 年 7 月 1 日 (男女雇用機会均等待遇の確保等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 平成 13 年 4 月 13 日 (DV 防止法)等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 平成 27年 9 月 4 日 (女性活躍推進法) 法律 田難な問題を抱える女性への支援に関する法 中和 22 年 3 月 31 日 児童福祉法 昭和 22 年 3 月 31 日 児童福祉法 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法 昭和 23 年 7 月 15 日 紀会教育法 昭和 24 年 6 月 10 日 勤労青少年福祉法 昭和 24 年 6 月 10 日 勤労青少年福祉法 昭和 45 年 5 月 25 日 / (児童ポルノ禁止法) び処罰並びに児童の保護等に関する法律 平成 11 年 5 月 26 日 (児童ポルノ禁止法)				令和6年一部改正
部 同和対策事業特別措置法 昭和 44 年 7 月 10 日 昭和 57 年 失効 地域改善対策特別措置法 昭和 57 年 3 月 31 日 昭和 62 年 失効 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の 特別措置に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律 平成 28 年 12 月 16 日 (部落差別解消推進法) 日子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和 39 年 7 月 1 日 雇用の分野における男女の均等な機会及び 昭和 47 年 7 月 1 日 (男女雇用機会均等待遇の確保等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 平成 13 年 4 月 13 日 (DV 防止法)等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 平成 27年 9 月 4 日 (女性活躍推進法) 法律 田難な問題を抱える女性への支援に関する法 中和 22 年 3 月 31 日 児童福祉法 昭和 22 年 3 月 31 日 児童福祉法 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法 昭和 23 年 7 月 15 日 紀会教育法 昭和 24 年 6 月 10 日 勤労青少年福祉法 昭和 24 年 6 月 10 日 勤労青少年福祉法 昭和 45 年 5 月 25 日 / (児童ポルノ禁止法) び処罰並びに児童の保護等に関する法律 平成 11 年 5 月 26 日 (児童ポルノ禁止法)	イツ	特定電気通信による情報の流通によって発生	令和6年5月17日	(情報流通プラットフ
地域改善対策特別措置法		する権利侵害等への対処に関する法律		オーム対処法)
世域改善対策特定事業に係る国の財政上の 昭和 62 年 3 月 31 日 平成 14 年失効特別措置に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律 平成 28 年 12 月 16 日 (部落差別解消推進法) 日子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和 39 年 7 月 1 日 雇用の分野における男女の均等な機会及び 昭和 47 年 7 月 1 日 (男女雇用機会均等待遇の確保等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 平成 3 年 5 月 15 日 (育児介護休業法) 行う労働者の福祉に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 平成 13 年 4 月 13 日 (DV 防止法)等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 平成 27年 9 月 4 日 (女性活躍推進法) 法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法 令和 4 年 5 月 25 日 律 学校教育法 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法 昭和 23 年 7 月 15 日 七会教育法 昭和 24 年 6 月 10 日 勤労青少年福祉法 昭和 24 年 6 月 10 日 勤労青少年福祉法 昭和 45 年 5 月 25 日 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 平成 11 年 5 月 26 日 (児童ポルノ禁止法) び処罰並びに児童の保護等に関する法律	部	同和対策事業特別措置法	昭和 44 年 7月 10 日	昭和 57 年失効
開題	落	地域改善対策特別措置法	昭和 57 年 3 月 31 日	昭和62年失効
部落差別の解消の推進に関する法律			昭和62年3月31日	平成 14 年失効
題 接)		特別措置に関する法律		
母子及び父子並びに寡婦福祉法 昭和 39 年 7月 1日 雇用の分野における男女の均等な機会及び 持遇の確保等に関する法律 育児 代業、介護休業等育児又は家族介護を 行う労働者の福祉に関する法律 平成 3 年 5 月 15 日 (育児介護休業法) 行う労働者の福祉に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律 国難な問題を抱える女性への支援に関する法 令和 4 年 5 月 25 日 律 学校教育法 昭和 22 年 3 月 31 日 児童福祉法 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法 昭和 23 年 7 月 15 日 セミ教育法 昭和 24 年 6 月 10 日 朝労青少年福祉法 昭和 24 年 6 月 10 日 野労青少年福祉法 昭和 45 年 5 月 25 日 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及 び処罰並びに児童の保護等に関する法律 平成 11 年 5 月 26 日 (児童ポルノ禁止法) び処罰並びに児童の保護等に関する法律		部落差別の解消の推進に関する法律	平成 28 年 12 月 16 日	(部落差別解消推進
雇用の分野における男女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を 行う労働者の福祉に関する法律 男女共同参画社会基本法 ストーカー行為等の規制等に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法 令和 4 年 5 月 25 日 律 学校教育法 児童福祉法 少年法 ここと も 関電ポルノに係る行為等の規制及 び処罰並びに児童の保護等に関する法律 関連ないに児童の保護等に関する法律 とと をは、こことと をは、ここととの表し、こことに関する法律とのでは、こことに関する法律とのでは、こことに関する法律ののでは、こことに関する法律のでは、こことに関する法では、こことに関係を対する法では、こことに関する法では、こことに関する法では、こことに関する法では、こことに関する法では、こことに関する法では、こことに関係を対する法では、こことに関する法では、こことに関係を対するとは、こことに関係を対するとは、こことに関係を対する法では、こことに関係を対する法では、こことに関係を対する法では、こことに関係を対する。 に対し、こことに関係を対するとは、こことに関係を対する。 に対し、こことに関係を対するとは、こことに関係を対する。 に対し、こことに関係を対するとは、こことに関係を対する。 に対し、こことに関係を対する。 に対し、こことに関係を対し、こことに関係を対し、に対し、こことに関係を対し、に対し、に対し、に対し、に対し、に対し、に対し、に対し、に対し、に対し、に	題			法)
存遇の確保等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を 行う労働者の福祉に関する法律平成 3 年 5 月 15 日 (育児介護休業法)女男女共同参画社会基本法 ストーカー行為等の規制等に関する法律 中区関する法律 学に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律平成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法)性配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 安性の職業生活における活躍の推進に関する 法律平成 27年 9 月 4 日 (女性活躍推進法)大律財政な問題を抱える女性への支援に関する法 律令和 4 年 5 月 25 日とする 学校教育法 少年法昭和 22 年 3 月 31 日 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法とする教育法 助労青少年福祉法 も と も 別第一少年福祉法 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及での規制及での関連がに児童の保護等に関する法律昭和 45 年 5 月 26 日 (児童ポルノ禁止法)				
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を 行う労働者の福祉に関する法律 タ 男女共同参画社会基本法 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 11 年 6 月 23 日 ストーカー行為等の規制等に関する法律 平成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法) 管偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法 律 学校教育法 昭和 22 年 3 月 31 日 児童福祉法 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法 昭和 23 年 7 月 15 日 社会教育法 昭和 24 年 6 月 10 日 野労青少年福祉法 昭和 24 年 6 月 10 日 東京 11 年 5 月 25 日 田和 45 年 5 月 25 日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			昭和 47 年 7 月 1 日	
 行う労働者の福祉に関する法律 男女共同参画社会基本法 ストーカー行為等の規制等に関する法律 中成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法) 性 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 平成 13 年 4 月 13 日 (DV 防止法) 等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 平成 27年 9 月 4 日 (女性活躍推進法) 法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法 令和 4 年 5 月 25 日 律 学校教育法 昭和 22 年 3 月 31 日 児童福祉法 少年法 お 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法 セ会教育法 昭和 24 年 6 月 10 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			## 0 F = 0 1 = 0	
女男女共同参画社会基本法 ストーカー行為等の規制等に関する法律平成 11 年 6 月 23 日 平成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法)性配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律平成 27年 9 月 4 日 (女性活躍推進法)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律令和 4 年 5 月 25 日 律学校教育法 児童福祉法 少年法 社会教育法昭和 22 年 3 月 31 日 昭和 22 年 12 月 12 日 昭和 23 年 7 月 15 日ご と も り 大会教育法 ・ 		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	平成 3 年 5 月 15 日 	(育児介護怀美法)
性ストーカー行為等の規制等に関する法律平成 12 年 5 月 24 日 (ストーカー規制法)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律平成 13 年 4 月 13 日 (DV 防止法)女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律平成 27年 9 月 4 日 (女性活躍推進法)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律令和 4 年 5 月 25 日学校教育法 児童福祉法 	,		亚出 11 年 6 日 92 日	
性 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 平成13年4月13日 (DV 防止法) 等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 平成27年9月4日 (女性活躍推進法) 法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法 令和4年5月25日 律 学校教育法 昭和22年3月31日 児童福祉法 昭和22年12月12日 少年法 昭和23年7月15日 セ会教育法 昭和23年7月15日 地会教育法 昭和24年6月10日 勤労青少年福祉法 昭和45年5月25日 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及 で処罰並びに児童の保護等に関する法律 平成11年5月26日 (児童ポルノ禁止法)	女			(つ) カー 担生()ナ)
等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する 平成 27年 9 月 4 日	المال			
女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律平成 27年 9 月 4 日(女性活躍推進法)困難な問題を抱える女性への支援に関する法 律令和 4 年 5 月 25 日日学校教育法 児童福祉法 少年法 社会教育法 も 別労青少年福祉法 日本 日本 知知 23 年 7 月 15 日 昭和 23 年 7 月 15 日 昭和 24 年 6 月 10 日日ご ・ <b< td=""><td>性</td><td></td><td> 平成 13 平 4 月 13 日</td><td>(DV例正伝)</td></b<>	性		平成 13 平 4 月 13 日	(DV例正伝)
法律			亚成 97年 9 日 <i>1</i> 日	(力性活躍推准注)
田難な問題を抱える女性への支援に関する法 令和 4 年 5 月 25 日 律 学校教育法 昭和 22 年 3 月 31 日 児童福祉法 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法 昭和 23 年 7 月 15 日 社会教育法 昭和 24 年 6 月 10 日				(人) [[] [[] [[] [[] [[] [[] [[] [[] [[] [[
律 学校教育法 昭和 22 年 3 月 31 日 児童福祉法 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法 昭和 23 年 7 月 15 日 こ 社会教育法 昭和 24 年 6 月 10 日 ど 勤労青少年福祉法 昭和 45 年 5 月 25 日 り児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 平成 11 年 5 月 26 日 (児童ポルノ禁止法)			今和 4 年 5 日 95 日	
学校教育法昭和 22 年 3 月 31 日児童福祉法昭和 22 年 12 月 12 日少年法昭和 23 年 7 月 15 日社会教育法昭和 24 年 6 月 10 日勘労青少年福祉法昭和 45 年 5 月 25 日も児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律平成 11 年 5 月 26 日			T TH 4 + 0 月 20 H	
児童福祉法 昭和 22 年 12 月 12 日 少年法 昭和 23 年 7 月 15 日			昭和 22 年 3 月 31 日	
少年法昭和 23 年 7 月 15 日社会教育法昭和 24 年 6 月 10 日勤労青少年福祉法昭和 45 年 5 月 25 日も児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律平成 11 年 5 月 26 日 (児童ポルノ禁止法)				
こ社会教育法昭和 24 年 6 月 10 日ど勤労青少年福祉法昭和 45 年 5 月 25 日も児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及 び処罰並びに児童の保護等に関する法律平成 11 年 5 月 26 日 (児童ポルノ禁止法)	>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
が も リ童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及 び処罰並びに児童の保護等に関する法律昭和 45 年 5 月 25 日 平成 11 年 5 月 26 日 (児童ポルノ禁止法)				
も 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及 平成11年5月26日 (児童ポルノ禁止法) び処罰並びに児童の保護等に関する法律				
び処罰並びに児童の保護等に関する法律			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(児童ポルノ禁止法)
		児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日	

	かた ラル 甲州切入東光大利田 ア旧辛大禾	亚比15年6月19日	(山人) 五井 八 田田
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	千成 15 午 6 月 15 日	(出会い系サイト規制法)
		亚比 00 年 C 目 10 日	. ,
	障害のある児童及び生徒のための教科用特定	平成 20 年 6 月 18 日	(教科書バリアフリー
	図書等の普及の促進等に関する法律	## 00 K 0 I 10 I	法)
ど	青少年が安全に安心してインターネットを利用で	平成 20 年 6 月 18 日	(青少年インターネッ
8	きる環境の整備等に関する法律		ト環境整備法)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 25 年 6 月 26 日	(子どもの貧困対策
			法)
	いじめ防止対策推進法	平成 25 年 6 月 28 日	
	こども基本法	令和4年6月22日	
	老人福祉法	昭和38年7月11日	
	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和 46 年 5 月 25 日	
	高齢社会対策基本法	平成 7年11月15日	
高	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 年 4 月 6 日	
齢	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する	平成 17 年 11 月 9 日	(高齢者虐待防止
者	支援等に関する法律		法)
	共生社会の実現を推進するための認知症基本	令和5年6月16日	(認知症基本法)
	法		
高 障	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に	平成 18 年 6 月 21 日	
齢がい者	関する法律		(バリアフリー新法)
者者			
	身体障害者福祉法	昭和24年12月26日	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和 25 年 5 月 1 日	
	知的障害者福祉法	昭和 35 年 3 月 31 日	
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和 35 年 7月 25 日	
	障害者基本法	昭和 45 年 5 月 21 日	
	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送	平成 5年 5月 26日	
	身体障害者利用円滑化事業の推進に関する		
	法律		
	身体障害者補助犬法	平成 14 年 5 月 29 日	
障	発達障害者支援法	平成 16 年 12 月 10 日	
が	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支	平成 24 年 6 月 27 日	(障害者総合支援法)
V)	援するための法律		(旧)障害者自立支援
者			法
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法	平成 25 年 6 月 26 日	(障害者差別解消法)
	律		
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	平成 30 年 6 月 13 日	
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に		令和6年全部改正
	対する一時金の支給等に関する法律		
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思	令和4年5月25日	
	疎通に係る施策の推進に関する法律		
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者	令和6年10月17日	
	等に対する補償金等の支給等に関する法律	,., 10/J 11 H	

	出入国管理及び難民認定法	昭和 26 年 10 月 4 日	
外	外国人登録法 	昭和27年4月28日	
•	国際受刑者移送法	平成 14 年 6 月 12 日	
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解		(ヘイトスピーチ解消
	消に向けた取組の推進に関する法律	一一次20年0月3日	法)
	公害健康被害の補償等に関する法律	昭和 48 年 10 月 5 日	(石)
	らい予防法の廃止に関する法律	平成 8年 3月 31 日	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医		(感染症法)
	療に関する法律	一种双10平10月2日	(松朱進伝)
医	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の	平成 13 年 6 月 22 日	(ハンセン病補償法)
療	支給等に関する法律		
等	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日	(ハンセン病問題基
			本法)
	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給	令和元年 11 月 22 日	
	等に関する法律		
性	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関す	平成 15 年 7 月 16 日	
的小	る法律		
少 数	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様	令和5年6月23日	
者	性に関する国民の理解の増進に関する法律		
ΧП	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害	昭和 56 年 1月 1日	(犯罪被害者給付金
罪	者等の支援に関する法律		支給法)
被	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための	平成 12 年 5 月 19 日	(犯罪被害者保護法)
犯罪被害者等	刑事手続に付随する措置に関する法律		
等	犯罪被害者等基本法	平成 16 年 12 月 8 日	
	労働基準法	昭和22年4月7日	
	生活保護法	昭和25年5月4日	
	行政不服審査法	昭和37年9月15日	
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇	昭和 41 年 7 月 21 日	令和元年改正
	用の安定及び職業生活の充実等に関する法		パワーハラスメントの防
	律		止対策法制化
様	消費者基本法	昭和 43 年 5 月 30 日	
	行政手続法	平成 5年11月12日	
な	中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永	平成6年4月6日	(中国残留法人等支
人	住帰国後の自立の支援に関する法律		援法)
権	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関	平成 9年 5月 14日	(アイヌ文化振興法)
問	する知識の普及及び啓発に関する法律		
題	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	平成 11 年 8月 18日	
	消費者契約法	平成 12 年 5 月 12 日	
	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法	平成 12 年 12 月 6 日	
	律		
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置	平成 14 年 8 月 7 日	
	法		
<u> </u>			

			T T
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援	平成 14 年 12 月 11 日	(拉致被害者支援法)
	に関する法律		
	個人情報の保護に関する法律	平成 15 年 5 月 30 日	
	行政機関の保有する個人情報の保護に関する	平成 15 年 5 月 30 日	
	法律		
	少子化社会対策基本法	平成 15 年 7 月 30 日	
様	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	平成 16 年 5 月 28 日	
々	公益通報者保護法	平成 16 年 6 月 18 日	
な	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する	平成 17 年 5 月 25 日	
人	法律		
権	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問	平成 18 年 6 月 23 日	(北朝鮮人権侵害対
問	題への対処に関する法律		処法)
題	更生保護法	平成 19 年 6 年 15 日	(旧)犯罪者予防更生
			法
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の	平成 19 年 7 月 6 日	(住宅セーフティネッ
	促進に関する法律		下法)
	生活困窮者自立支援法	平成 25 年 12 月 13 日	
	再犯の防止等の推進に関する法律	平成 28 年 12 月 14 日	
	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する	平成 31 年 4 月 26 日	(アイヌ民族支援法)
	ための施策の推進に関する法律		